

桐生市ポイ捨て等防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的として、市、市民等、事業者及び土地所有者等が協力してポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ポイ捨て等 道路、公園、広場、河川、学校その他の公共の用に供される場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地(以下「公共の場所等」という。)に空き缶、空きびん、紙くず、たばこの吸殻その他これらに類する物をみだりに捨て、又は飼い犬のふんを処理せず放置することをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (4) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 飼い主等 犬を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民等、事業者及び土地所有者等と一体となってポイ捨て等の防止に対する意識啓発等、この条例の目的を達成するために必要な施策を推進しなければならない。

2 市は、ポイ捨て等防止に関する活動を行う市民及び団体等に対し、その活動を支援しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、生活環境の保全のため、環境美化活動に積極的に参加するとともに、ポイ捨て等の防止に努めなければならない。

2 市民等は、市が実施するポイ捨て等の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たり、ポイ捨て等の防止のため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施するポイ捨て等の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地においてポイ捨て等をされないように必要な措置を講じて、環境美化に努めなければならない。

(飼い主等の責務)

第7条 飼い主等は、飼い犬が公共の場所等にふんをしたとき、そのふんを回収して持ち帰り、適正に処理しなければならない。

(禁止行為)

第8条 何人も、公共の場所等にポイ捨て等をしてはならない。

(指導)

第9条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、必要な措置を講じるように指導することができる。

(勧告)

第10条 市長は、前条の指導を受けた者が、正当な理由がなく当該指導に従わないときは、必要な措置を講じるように書面にて勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、必要な措置を講じるように書面にて命令することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 第11条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、平成27年7月1日から施行し、同日以後に第11条の規定によりなされた命令の違反に適用する。